２８国健第　９１　号
平成２８年７月２９日

○ 長崎県医師会長　　様
長崎県歯科医師会長　様
長崎県薬剤師会長　　様

長崎県医師会
28.8.3
第3183号
受付

長崎県福祉保健部長

長崎県
福祉保
健部長

平成２８年熊本地震被災者で本県に転入された方に対する一部負担金の免除期間の延長について（周知）

日頃より、本県の保険医療の充実にご尽力いただき、厚く御礼申しあげます。

さて、このことについては、平成２８年５月１９日付２８国健第９１号をもって、本県に転入された熊本地震の被災者に対する一部負担金の免除についてお知らせしたところですが、このたび、別添のとおり、一部負担金の免除期間を平成２９年２月末まで延長することになりましたので、あらためてお知らせいたします。

なお、免除期間の延長以外、取扱いに変更はありません。

つきましては、引き続き、この取組について、ご理解とご協力を賜るとともに、貴会における郡市組織及び各保険医療機関・薬局等に対する周知について、特段のご配慮をお願いします。

取扱者
長崎県福祉保健部　国保・健康増進課
国保指導班課長補佐　中村
電話番号　０９５－８９５－２４９２
メール　naru-nakamura@pref.nagasaki.lg.jp

２８国健第　９１　号
平成２８年５月１９日

長崎県医師会長　　様
長崎県歯科医師会長　様
長崎県薬剤師会長　　様

長崎県福祉保健部長

平成２８年熊本地震被災者で本県に転入された方に対する一部負担金の取扱いについて（周知）

日頃より、本県の保険医療の充実にご尽力いただき、厚く御礼申しあげます。

さて、御案内のとおり「平成２８年熊本地震で被災した被保険者の一部負担金の取扱いについて」（平成28年4月22日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）及び「平成２８年熊本地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて」（平成28年4月22日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室・介護保険計画課・高齢者支援課・振興課・老人保健課事務連絡）で示されたとおり、熊本県内の被保険者に係る方に対しては、窓口負担が猶予され、熊本県内の全ての市町村国保、後期高齢者医療、協会けんぽに加入している方は、猶予された窓口負担は免除されることになっております。

しかしながら、一時避難された方と異なり本県に転入された方については、この措置が受けられないことから、本県の市町の国民健康保険及び後期高齢者医療保険が一致し、別添のとおり、平成２８年熊本地震被災者で本県に転入された方に対しても同様に一部負担金を免除することといたしました。

該当する被災者は、保険医療機関・薬局等の窓口で、被保険者証とともに、一部負担金免除証明書を提示しますので、その場合、窓口では、被保険者から一部負担金を受け取らず、一部負担金の額を含めた全額を保険請求していただくようお願いします。

つきましては、今回の措置について、ご理解とご協力を賜るとともに、貴会における郡市組織及び各保険医療機関・薬局等に対する周知について、特段のご配慮をお願いします。

取扱者
長崎県福祉保健部　国保・健康増進課
国保指導班課長補佐　中村
電話番号　０９５－８９５－２４９２
メール　naru-nakamura@pref.nagasaki.lg.jp

（お知らせ）

○転入された熊本地震の被災者に対する医療費の一部負担金の免除について
～免除期間の延長のお知らせ～

平成２８年7月２９日（金）
長崎県
福祉保健部　国保・健康増進課
国保指導班課長補佐　中村　成俊
電話番号　直通：095-895-2492

本県の各市町の国民健康保険及び後期高齢者医療保険では、熊本地震で被災された後に、本県に転入し、国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入された方に対して、保険医療機関等で診察等を受ける際に支払う窓口負担（一部負担金）の免除を実施しています。

免除を行う期間について、平成２８年７月末までとしていましたが、平成２９年２月末まで延長することになりましたのでお知らせいたします。

【要件】

（１）住家の全半壊、全半焼又はこれに準じる被災をされた方
（２）主たる生計維持者が死亡し又は重篤な疾病を負われた方
（３）主たる生計維持者の行方が不明である方
（４）主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
（５）主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

【申請手続き等について】

○県内の各市町の国民健康保険又は後期高齢者医療の担当窓口で申請を行ってください。
○市町又は後期高齢者医療広域連合が発行する一部負担金免除証明書を医療機関に提示することで、一部負担金が免除されます。
○各市町の窓口では、上記の要件に該当することを確認するための書類等を提出していただく必要があります。（確認するための書類は、申請後の提出も可能です。）
・罹災証明書
・医師等の証明書
・離職証明書など
○免除の対象は、診療、調剤及び訪問看護に係る一部負担金になります。
入院時食事療養費及び入院時生活療養費については対象外です。
~~○この取扱いは、平成２８年７月末までの期間実施される予定です。~~
○この取扱いは、平成２９年２月末までの期間実施される予定です。
※なお、本県に一時避難されている被災者に対する一部負担金の免除については、別添の厚生労働省作成チラシのとおり実施されます。

医療機関・薬局の方々へ

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

熊本地震で被災された方について、平成28年10月1日から医療機関等の窓口での取扱いが変わります。

1．保険証の確認が必要となります

現在、被災により、患者さんが保険証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、加入している医療保険者が分かる情報を確認することにより、保険診療として取り扱うこととなっていますが、平成28年10月1日からは、保険診療として取り扱う際には、被保険者証等の確認が必要となります。

2．窓口での一部負担金等の支払いを猶予・免除する際には、保険者が発行する猶予・免除証明書の確認が必要となります（9月末までは証明書がなくても窓口での一部負担金等を受け取る必要はありません）

現在、以下の（1）（2）の両方に該当する患者さんからは、窓口で一部負担金等を受け取る必要はありませんが、平成28年10月1日からは保険者が発行する一部負担金等の猶予・免除証明書を確認する必要があります。（熊本県以外の医療機関・薬局においても同様です。）※入院時食事療養費・入院時生活療養費は、9月末までであっても、従来と同様支払いを受けてください。

（1）熊本地震に係る災害救助法の適用地域の住民の方で、次の保険者に加入されている方
①熊本県全域の市町村国保及び熊本県後期高齢者医療
②協会けんぽ、熊本県内に所在する健保組合等の一部の健康保険組合等
（詳細は、厚生労働省HP「平成28年熊本地震関連情報」における「熊本地震で被災された皆様の医療機関等での受診の際のご負担が猶予されます」で確認できます。）

（2）以下のいずれかに該当する旨を申し出た方
① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

証明書発行に関しては、各保険者へ問い合わせいただくよう周知ください。